居住支援ガイドブック <u>住まい探しにお困りの方へ</u>



みたか住まい探しサポートのご案内

はりょうそうだんまどぐち ようよやく 無料相談窓口・要予約)

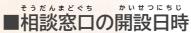
TEL 0422-29-9704 (直通)

平日 9:00~12:00 13:00~17:00

三鷹市都市再生部住宅政策課



- ①電話で相談窓口を予約
- ②予約日に相談窓口に来ていただく
- ③専門の相談員が住宅の希望条件等を確認
- ④協力不動産店に<mark>物件照会</mark>
- ⑤良い物件があれば後日連絡
- ⑥ご希望にあえば不動産店に直接お問い合わせ



原 則 第1・3・5 火曜日 (祝日を除く)

113:30~14:10/214:15~14:55

 $315:00\sim15:40/415:45\sim16:25$

※相談をスムーズに進めるため、お越しになる前に

情報整理シートにご記入ください







★いしょうせたい

①市内に一年以上お住まいの 高齢者世帯(65歳以上)、障がい者世帯、 子育て世帯、低所得者世帯など

②相談は無料です。



高齢者や障がい者世帯などの方が、家探しに困ったときに、 専門の相談員がお手伝いする無料の相談窓口です。

※ご利用の際には事前の予約が必要です。上記連絡先にご連絡ください。

相談の流れイメージ

不動産店に断られた等、 住まい探しにお困りの方

物件のご紹介

※必ず契約しなければならないも のではありません

物件の

照会

電話予約

ご相談

協力不動産店

住宅確保要配慮者の住まい探 しにご協力いただける店舗

みたか住まい探しサポート (無料相談窓口·要予約)

連携

市役所関連部署など

高齢者支援課、障がい者支援課 子育て支援課、生活福祉課 地域福祉課、社会福祉協議会など

例えばこんな方が 対象です

高齢者のみ世帯や、障がい者世帯で、 部屋を探しているが、不動産店に行っ ても紹介してもらえない。または、断 られて借りられない。



三鷹市にご協力いただいている不動産店が、 みなさまの生活状況に合った賃貸住宅をお探 しします。

三鷹市居住支援協議会の居住支援団体や協 力機関が、見守りなどの支援をご案内したり、 お手続きを補助したりします。

収入が減ってしまい、家賃が安いと ころへ引っ越したいが、条件が合わず 借りられない。



窓口でお話しいただいた内容を参考に、行政 の福祉サービスや民間賃貸情報を合わせてご 提供します。

ひとり親など、事情のある子育て家 庭で、不動産店に行っても物件を紹介 してもらえない。



お子さんを含め、入居可能な賃貸物件のご紹 介や、子育て支援サービスをご案内します。



情報整理シート

氏名				(代理人	の場合	代理人氏名:	、関係	系性:)	
現住所										
電話番号										
今まで連絡を取っている市役所 の窓口やその他の支援機関				団体等名称(担当者名)					電話番号	<u> </u>
				賃を下げたい □建物・設備の老朽化 ち退き(通知: 有 ・ 無) □その他())						
不動産店への相談 [□すでに行ったが断られた。 →断られた理由… □高齢者だけの入居 □緊急連絡先が書けない □家賃保証会社の審査が通らない □その他() □行っていない。行く前に相談したい。 □すでに行き、物件紹介もされた。							
期 限 (なければ転居希望時期)			□期限あり。 							
希望条件			現在のお住ま		注まい	探している物		物件		優先順位
	居住人数		(続柄		人)	(続柄		人)	
	家	賃			円				円程度	
	地	域							周辺	
	間取り		□1K □2K・2DK □3DK・3LDK □それ以上			□1K □2K・2DK □3DK・3LDK □それ以上				
	階	層			階] 2階以上] □不可)	□どち	らでも	
	築年	築年数							年以内	
	トイレ		□洋式 □和式 □無			□洋式 □和式 □どちら			でも	
	お風呂		□有 □無			ロシャワーだけでも可 ロトイレと一緒でも可				
	その他の希望 (バリアフリー等)									
]いる(]いない →不動産店によっては「保証会社」のサービス を利用できる場合があります。							
				いる(続柄 いない →住まいを借りる場合には必要になります。						
収入(A) 一ヶ月の収支)				収支(A)-(B)			
			,							

※ できるところまでお書きになって、相談時にお持ちください

■市による居住支援のサポート

(利用には条件がありますのでお問い合わせください)

市による少額短期

保険料負担

家賃債務保証会社 の紹介と助成

入居に当たり、連帯保証 室内の清掃や消臭、遺 人となる親族等がいない 品の片付け作業、家賃 場合又は保証会社の利用 の損失などを補償する が必須である場合、市と 少額短期保険について、 協定を締結しているまた 単身高齢者が入居して は国土交通省に登録され いる間、市が保険契約 ている保証会社を紹介す 者となり保険料を全額 ることができます。また初 負担します。 回保証委託料の一部を助 成します。

協力不動産店事業

住宅確保要配慮者の方の民間賃貸住宅への入居にご理解とご協力をいただける三鷹市または三鷹市に 隣接する区市に所在する不動産店を「協力不動産店」として登録する事業です。登録すると市ホームページに協力店として掲載され、「みたか住まい探しサポート」と連携して、相談者のお部屋探しにご協力していただきます。ご協力いただける不動産店の方はご連絡ください。

■三鷹市役所案内図

初回保証料の1/2

(上限2万円)

【助成金額】

相談会場は市役所内の会議室となります。予約の際に会場をお伝えいたします。



お問い合わせ

三鷹市都市再生部住宅政策課(三鷹市居住支援協議会事務局)

〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号

MAIL jutaku@city.mitaka.lg.jp

